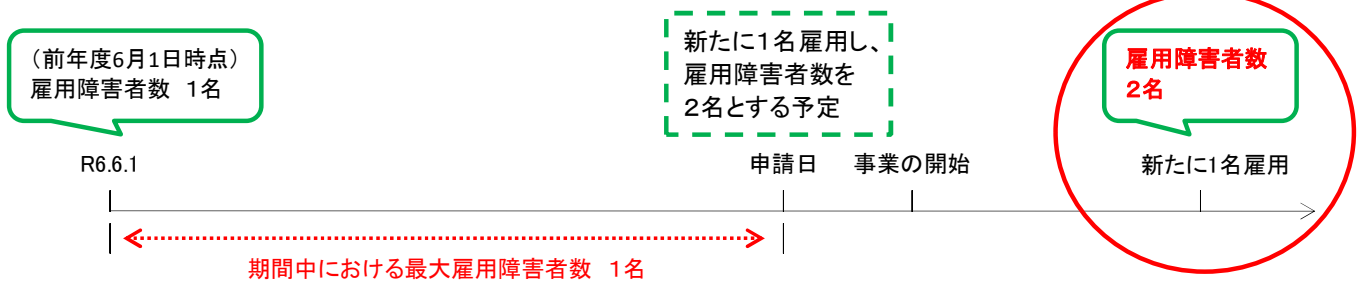


「①障害者雇用率アップ等支援」の、助成対象となるケースについては以下の事例を参考としてください。

なお、前年6月1日から申請日までの期間中に離職者があった場合には、助成対象とならないケースがありますのでご留意願います。
(下記事例2)

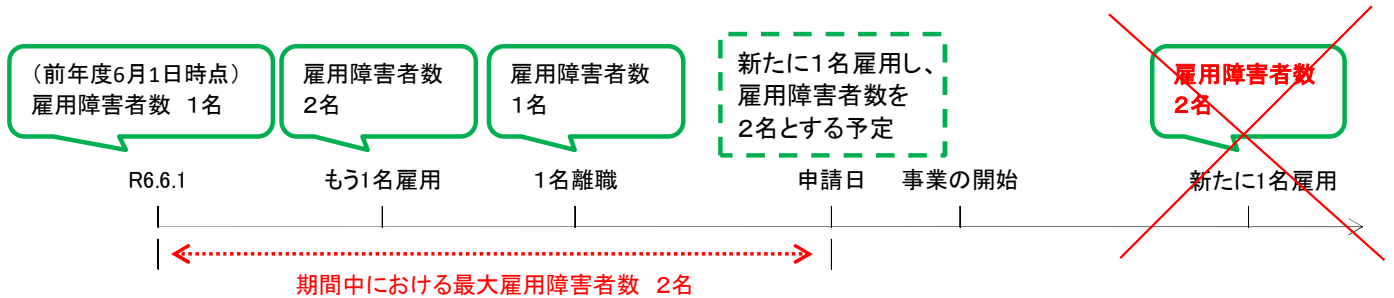
【事例1】

新たに雇用することで、期間中における最大雇用障害者数を超えるため、**助成対象となります。**



【事例2】

新たに雇用しても、期間中における最大雇用障害者数を超えないため、**助成対象となりません。**



新たに雇用した後であっても、助成対象となるケースがあります。

【事例3】

新たに雇用した後であっても、申請日時点でその新規雇用を維持できている場合、**助成対象となります(期限:新規雇用から6か月まで)**

